

【消費量】

(単位:千トン)

	生活用			生活用計	業務用			業務用計	特殊用塩・ 特殊製法塩を 除く合計	合計
	特殊用塩	特殊製法塩			特殊用塩	特殊製法塩				
平成9年度	308	-	-	308	9,171	-	-	9,171	9,479	9,685
平成10年度	283	-	-	283	8,807	-	-	8,807	9,090	9,313
平成11年度	277	-	-	277	9,206	-	-	9,206	9,483	9,736
平成12年度	259	-	-	259	9,123	-	-	9,123	9,381	9,651
平成13年度	237	6	108	351	8,345	150	30	8,525	8,583	8,878
平成14年度	247	3	96	346	8,770	62	100	8,932	9,017	9,274
平成15年度	243	4	103	350	8,841	65	80	8,986	9,084	9,335
平成16年度	221	3	84	308	9,097	65	61	9,223	9,318	9,531
平成17年度	220	4	82	306	9,097	82	102	9,281	9,317	9,587
平成18年度	216	3	73	292	8,830	67	112	9,009	9,045	9,301
平成19年度	196	5	78	279	8,903	48	126	9,077	9,099	9,356

出典:財務省理財局たばこ塩事業室発表「塩需給実績」

- * 単位未満四捨五入のため不突合を生じる場合があります。
- * 消費量とは、登録塩卸売業者の小売業者や消費者への販売およびソーダ工業用での使用数量、ならびに特殊用塩、特殊製法塩の販売等数量を示しています。
- * 平成9年度から平成12年度までの特殊用塩、特殊製法塩の用途別消費量は発表されていません。
- * 生活用とは、主に小売店を通じて販売され、家庭用および飲食店等において使用されるものです。
- * 業務用とは、食料品その他の物資の製造等に使用されるもの、およびソーダ工業用に使用されるものです。
- * 特殊用塩、特殊製法塩には他から塩を受入れて製造するものがあるため、合計には重複する部分があります。

「特殊用塩」とは、用途又は性状が特殊な塩であって、以下のいずれかに該当する塩をいいます。

- ①薬事法(昭和35年法律第145号)第2条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に該当する塩
- ②試薬塩化ナトリウム
- ③細菌等の試験研究用の培地として使用される塩その他の専ら学術研究又は教育の用に供される塩
- ④銅のメッキ処理過程等において専ら触媒の用に供される塩
- ⑤亜鉛、鉄その他の金属成分を含有する塩で、直方体又は球形等の塊状に成形されたもの
- ⑥塩化ナトリウムの含有量が100分の60以下の塩で、塩化ナトリウムとそれ以外の成分が容易に分離し難いもの
- ⑦販売先を限定して試験的に販売される塩であって1年間の販売数量が100トン以内のもの

「特殊製法塩」とは、製造の方法が特殊な塩であって、以下のいずれかに該当する塩(「特殊用塩」に該当するものを除く)をいいます。

- ①塩以外の物を製造する過程又は廃棄物を処理する過程において副産物として得られた塩(食用に供されるものを除く。)
- ②平釜式、蒸気利用式、温泉熱利用式その他の真空式以外の方法により製造(加工を除く。)した塩(①に掲げるものを除く。)
- ③他の者から譲り受けた塩又は引渡しを受けた塩を原料として製造した塩であって、香辛料、にがり、化学的合成品(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)別表第2に掲げるもの)又はごま、こんぶその他の食品が混和されたもの
- ④他の者から譲り受けた塩又は引渡しを受けた塩を原料として製造した塩であって、乾燥剤、固結防止剤又は還元剤が混和されたもの(食用に供されるものを除く。)